平成十八年三月

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の説明書

外務省

目　次

一　概説……一
　1　議定書の成立経緯……一
　2　締結の意義……一
二　議定書の内容……一
三　議定書の実施のための国内措置……一

ページ

一　概説

1　議定書の成立経緯

平成元年（千九百八十九年）三月七日に東京で署名された我が国政府とインド共和国政府との間の現行租税条約（以下「現行条約」という。）に関し、締結以来相当年を経ていることから、昨年二月以降、両政府は同条約の見直しのための交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、本年二月二十四日に東京において、日本側麻生外務大臣とインド側トリパティ駐日インド大使との間で本議定書の署名が行われた。

2　締結の意義

この議定書による現行条約の改正により、配当等に対する源泉地国における税率の上限を引き下げることとなる。これにより、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。また、みなし外国税額控除規定を削ることとなる。

二　議定書の内容

この議定書は、前文、本文五箇条及び末文から成っているほか、その内容は、次のとおりである。

1　現行条約第十条2を改め、配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の十五パーセントから十パーセントに改正する。（第一条）

2　現行条約第十一条2を改め、利子に対する源泉地国における税率の上限を現行の銀行については十パーセント、その他については十五パーセントから一律十パーセントに改正する。（第二条）

3　現行条約第十二条2を改め、使用料・技術上の役務に対する料金に対する源泉地国での税率の上限を現行の二十パーセントから十パーセントに改正する。（第三条）

4　現行条約第二十三条3(c)のみなし外国税額控除規定を削る。（第四条）

三　議定書の実施のための国内措置

この議定書の規定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。